

広告募集案内【見積合せ】
(施設広告掲出仕様書)

資源循環局瀬谷事務所に広告を掲出する事業者を以下のとおり募集します。

■対象施設

名 称	資源循環局瀬谷事務所
施設概要	ごみの収集を行う職員が在籍する施設です。 市民が資源物を持ち込むことができ、市民・事業者からの相談等を受付けています。 事務所敷地がフェンスで囲まれており、敷地入口左側のフェンス内側に自立広告看板を設置いただくものです。 屋外広告物に該当します。
所在地（場所）	横浜市瀬谷区二ツ橋町 548-2
利用者層・沿線交通量	【利用者層】 市民・事業者 【交通量】 中原街道 上り：13,651 台/日 下り：16,481 台/日
広告設置場所	中原街道沿い敷地内フェンス上部
広告掲出期間	令和7年4月1日～令和10年3月31日

■広告料

掲出場所	スペース（縦×横）	枠数	予定価格（1枠、税込）
中原街道沿い敷地内フェンス上部	1500mm×5000mm 以下	1 枠	公表しません

■広告掲出にあたっての留意点

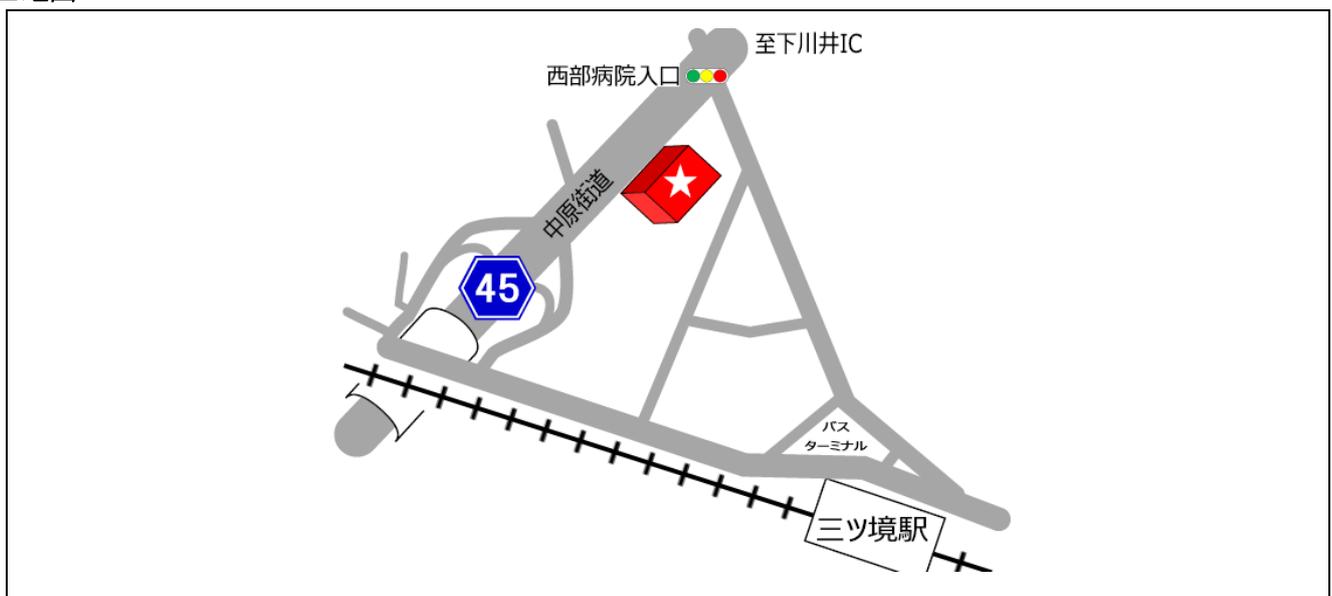
広告の条件	<ul style="list-style-type: none"> ○広告内に「広告」である旨を明記してください。 ○横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準、行政財産等への屋外広告掲出ガイドラインその他の広告関連規程を遵守してください。 ○その他以下に掲げる広告は掲出できません。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物収集・運搬・処理に関する内容・企業
広告の制作等	<ul style="list-style-type: none"> ○令和7年1月31日（金）までに広告原稿を提出し、上記条件について広告内容の審査を受けてください。 ○広告掲載基準等に基づき、広告内容等の修正をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。 ○令和7年2月28日（金）までに、審査が完了した確定原稿を提出してください。 ○上記の期限までにご提出いただけない場合には、広告の掲出が遅れる場合又は広告が掲出できない場合がありますが、その場合であっても広告料は減額いたしませんのでご注意ください。 ○広告の制作、設置及び撤去等の作業については、広告掲出事業者の費用負担により行ってください。 ○広告の設置方法や作業期間等について、別途協議を行ってください。
財産の使用許可	<ul style="list-style-type: none"> ○広告を掲出する箇所について、横浜市公有財産規則の規定に基づく使用許可を受けていただき、広告料とは別に、使用許可に係る使用料をお支払いいただく必要があります。 <p style="margin-left: 20px;">＜使用料（月額）算定式例＞</p> <p style="margin-left: 20px;">使用料＝広告表示面積（1,000 円/m²）×広告物投影面積（※1）</p>

	※1：広告物投影面積は、投影図を基に、最大幅×最大奥行を乗じて得た面積を使用面積とします。
そ の 他	<p>○広告掲出前に、屋外広告物設置許可申請及び手数料の納付を行ってください。</p> <p>○掲出期間中は、横浜市屋外広告物条例に基づく継続許可申請のほか、同条例に定められた各種手続きを適切に行ってください。</p> <p>(参考) 屋外広告物の申請及び届出の手続き 横浜市 (yokohama.lg.jp)</p> <p>○広告掲出期間中、広告主が決定しない等の理由により広告を掲出しない期間があっても、広告料は減額いたしません。</p> <p>○広告掲出終了後は現状復帰をしていただきます。</p> <p>○広告の掲出により損害が生じた場合は、補償及び賠償を行ってください。</p>

■申込み

申 込 条 件	お申込みは広告代理店に限らせていただきます。
申 込 方 法	<p>○申込書及び見積書（別紙）を下記申込先へ郵送又はご持参ください。</p> <p>※お申込み時に広告主が決定していない場合は、決定後速やかに広告主の審査を受けてください。</p> <p>○見積金額は広告料年額とし、許可申請等に係る費用は含みません。（契約期間は3か年）</p>
事業者選定方法	見積合せ
募 集 開 始 日	令和6年12月20日（金）
申 込 期 間	<p>令和6年12月20日（金）～令和7年1月10日（金）17時</p> <p>※郵送でのお申込みの場合、令和7年1月10日（金）申込先必着となります。郵送でのお申込みの場合は念のため下記の連絡先までお電話をお願いいたします。</p>
申 込 先	<p>（担当課名）横浜市資源循環局業務課</p> <p>（所在地）〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 23階</p> <p>（TEL/FAX）TEL 045-671-3815/FAX 045-662-1225</p> <p>（Eメール）sj-gyomu@city.yokohama.lg.jp</p>

■地図



■募集対象施設・広告掲出場所等の写真

中原街道沿い敷地内フェンス上部



広告掲載申込書（施設広告：見積合せ）

横浜市長

以下のとおり申し込みます。

申 込 者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者職名・氏名			
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL/FAX	TEL	/ FAX
		Eメール		
業種・事業内容				
ホームページ URL				
※「広告主」の欄は、申込者と異なる場合で決定済みの場合のみ記入してください。				
広 告 主	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	業種・事業内容			
	ホームページ URL			
申 込 内 容	募集対象事業名称	資源循環局瀬谷事務所における屋外広告		
	広告内容			
	個人情報の収集	有 ・ 無	⇒有の場合（該当するものにチェックしてください） □名前 □住所 □電話番号 □E-mail □年齢 □性別 □その他（ ） ●収集対象（「例：「中学生以下」「65歳以上」） ●収集規模（「例：アンケート配布数 ○部」）	
	広告料	別紙見積書のとおり		
誓約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市の広告関連規程を遵守します。 ・横浜市暴力団排除条例 第2条第2号から第5号に定められた者に該当しません。また、誓約事項に反しないことを確認するため、横浜市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出し、横浜市が本誓約書及び該当役員名簿等を、神奈川県警察に提供することに同意します。 ・横浜市税の滞納はありません。横浜市が申込者及び広告主の市税納付状況調査を行うこと、また、当該調査により滞納を確認した場合には、滞納者の氏名等を公表する可能性があることに同意します。 ・誓約事項と相違する事項が判明した場合、又は当該誓約事項に反した場合に、契約の相手方としないこと、契約解除を行うこと等、横浜市が行う契約に係る一切の措置について、異議の申立てを行いません。 			

※ ご記入いただいたEメールアドレス宛に横浜市広告情報メールマガジン（広告媒体に関するお知らせ）の配信を希望されますか。（希望する ・ 希望しない ・ 登録済）

見 積 書

年 月 日

横浜市長

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊞

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し見積いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 資源循環局瀬谷事務所における屋外広告

1年度12か月分として。

(注意)

見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積った契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。